★区のサービス・手続き・施設のご案内は「しんじゅくコール」
☎(3209)9999 午前8時～午後10時、1/1～1/3を除く毎日

第二次子ども読書活動推進計画の達成状況

この計画では、子どもの読書活動について5つの数値目標を定めています。3月18日の新宿区子ども読書活動推進会議で、22年度（22年2月～23年1月）の目標の達成状況（**下表**）を報告しました。なお、目標の②と④は、当初の目標値を上回る成果を挙げたため、目標値を変更しました。今後も、すべての目標値の達成に向けて、取り組みを進めていきます。

【問合せ】**こども図書館**☎（3364）1421へ。

目標	対象	19年3月末（基準値）	23年1月末	24年1月末（目標値）
①区立図書館の延べ利用人数の増加（区内在住の子ども）	小学生以下	86,375人	99,007人	102,000人
	中学生	11,039人	12,409人	13,000人
	合計	97,414人	111,416人	115,000人
②区立図書館での年間貸し出し冊数の増加（区内在住の子ども）	小学生以下	346,000冊	366,005冊	381,000冊
	中学生	30,000冊	31,762冊	35,000冊
	合計	376,000冊	397,767冊	416,000冊
③区立図書館での団体貸し出し利用率の増加（区内の保育園・幼稚園・児童館・子ども園・小学校・中学校）	—	57.7%(※)（142団体中82団体）	69.8%（192団体中134団体）	78%
④区立図書館での団体貸し出し冊数の増加（区内の保育園・幼稚園・児童館・子ども園・小学校・中学校）	—	29,759冊	39,015冊	42,000冊
⑤区立小・中学校で1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合の減少	小学生	9%	6.4%	5%以下
	中学生	32%	27.2%	20%以下

※ 基準値は19年8月末の数値です。

津久戸小学校と江戸川小学校の統合は行わないことにしました

区教育委員会では、これまで、津久戸小学校と江戸川小学校の適正配置に取り組んできました。しかし、国の35人学級の導入による普通教室の確保や、両校の通学区域内の未就学児の増加傾向など、教育環境の大きな変化に適切に対応する必要が出てきました。このため、津久戸小学校と江戸川小学校の統合は行わないことに決定しました。

【問合せ】**学校運営課学校適正配置等担当**（本庁舎4階）☎（5273）3107へ。

区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター会員募集

会員制の子育て相互支援活動

保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）の会員制の相互援助活動です。利用には登録が必要です。

(1)利用会員の登録を希望する方

説明会に参加してください（予約制）。

【説明会日時・会場】▼①区社会福祉協議会（高田馬場1－17－20）…毎月2～3回開催（5月は11日㈬・21日㈯、6月は1日㈬・6日㈪・18日㈯）。時間はお問い合わせください。▼②中落合子ども家庭支援センター（中落合2－7－24）…5月16日㈪・6月20日㈪午前10時～12時、▼③地域子育て支援センター二葉（南元町4）…5月25日㈬午前10時～12時

【対象】区内在住・在勤で、子育ての援助を必要とする生後43日以上の子どもがいる方、各日15名程度

(2)提供会員の登録を希望する方

登録前に(1)の説明会と講習会に参加していただきます。1回の講習で受講できなかった科目は、次回の受講もできます。

【講習会日時】6月9日㈭・10日㈮・13日㈪・14日㈫午前9時30分～午後4時30分、全4日

【会場】区社会福祉協議会（高田馬場1－17－20）

【対象】区内在住・在学の18歳以上で心身ともに健康な方、30名

【費用】2千500円（テキスト代等）

……〈以下共通〉……

【申込み】(1)は電話で、(2)は5月20日㈮までに電話かファックス（記載例（2面参照）のほか生年月日・ファックス番号を記入）で、**ファミリー・サポート・センター**☎（5227）3545・FAX（5292）5655へ。(1)は先着順。(2)は応募者多数の場合は抽選。

ひとり親（母子・父子）家庭等の福祉制度のご利用を

区では、ひとり親家庭等への生活支援、就業支援、経済的支援等を行っています。制度をご利用ください。

【問合せ】**子ども家庭課育成支援係**（本庁舎2階）☎（5273）4558へ。

家事・育児のお手伝いが必要なとき

ひとり親家庭 家事援助者雇用費助成

一時的な残業・出張・病気などで、ホームヘルパーやベビーシッターなどを雇用する場合に、費用を助成します。利用の前に登録が必要で、所得に応じて利用料金が掛かります。

【利用時間】午前7時～午後10時の間で2時間～8時間

仕事を探しているとき 仕事に役立つ資格を取りたいとき

ひとり親家庭自立支援促進事業

自立・就労支援のために、資格・技術取得の情報提供、職業訓練校の紹介、ハローワークへの付き添い、履歴書等の書き方のアドバイス、採用面接の練習、カウンセリング等を行います。

【助成金】児童扶養手当を受けているか同様の所得水準にある母子家庭の母を対象に、指定訓練講座を受講し修了したときに講座受講料の40％相当額を支給する制度や、看護師・介護福祉士・保育士などの国家資格取得のため2年以上の養成機関で修業している場合、修業中の全期間に訓練促進費を支給する制度があります（24年3月31日までに修業を開始した方が対象）。事前にご相談ください。

ひとり親家庭等への手当

いずれも所得制限があります。手当の支給は、原則として申請の翌月分からです。

児童育成手当

(1)育成手当

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生である（父または母の扶養がある場合を除く）

【手当額】児童1人に付き月額13,500円

(2)障害手当

【対象】心身に障害（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）がある20歳未満の児童を養育している方

【手当額】児童1人に付き月額15,500円

児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生である（父または母の扶養がある場合を除く）

【手当額】所得に応じて月額9,810円～41,550円。児童が2人以上のときは第2子は5,000円、第3子からは1人に付き3,000円を加算

特別児童扶養手当

【対象】身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害、日常生活に著しい制限を受ける疾病・精神障害がある20歳未満の児童を養育している方

【手当額】重度障害児は月額50,550円、中度障害児は月額33,670円

その他の制度

ひとり親家庭の医療費助成

【対象】次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生である（父または母の扶養がある場合を除く）

【内容】医療機関で健康保険による診療を受けた場合に、窓口で支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を、申請日から助成します。所得制限があります。

母子福祉資金貸付

【対象】都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母等で、20歳未満の子どもを扶養している方

【内容】母子世帯の自立のために、就学・就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。貸し付け内容ごとに限度額があります。面接による審査がありますので、子ども家庭課育成支援係の母子自立支援員にご相談ください。

ひとり親家庭休養ホーム

【対象】ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども

【内容】ひとり親家庭のレクリエーションのために、無料または低料金で指定の宿泊施設（JTB契約施設）と日帰り施設（東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、としまえん、横浜・八景島シーパラダイス、大江戸温泉物語）を利用できます。子ども家庭課育成支援係で利用券をお渡しします。親のみ、子どものみでの利用はできません。